

令和7年3月25日
法務省人権擁護局

令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

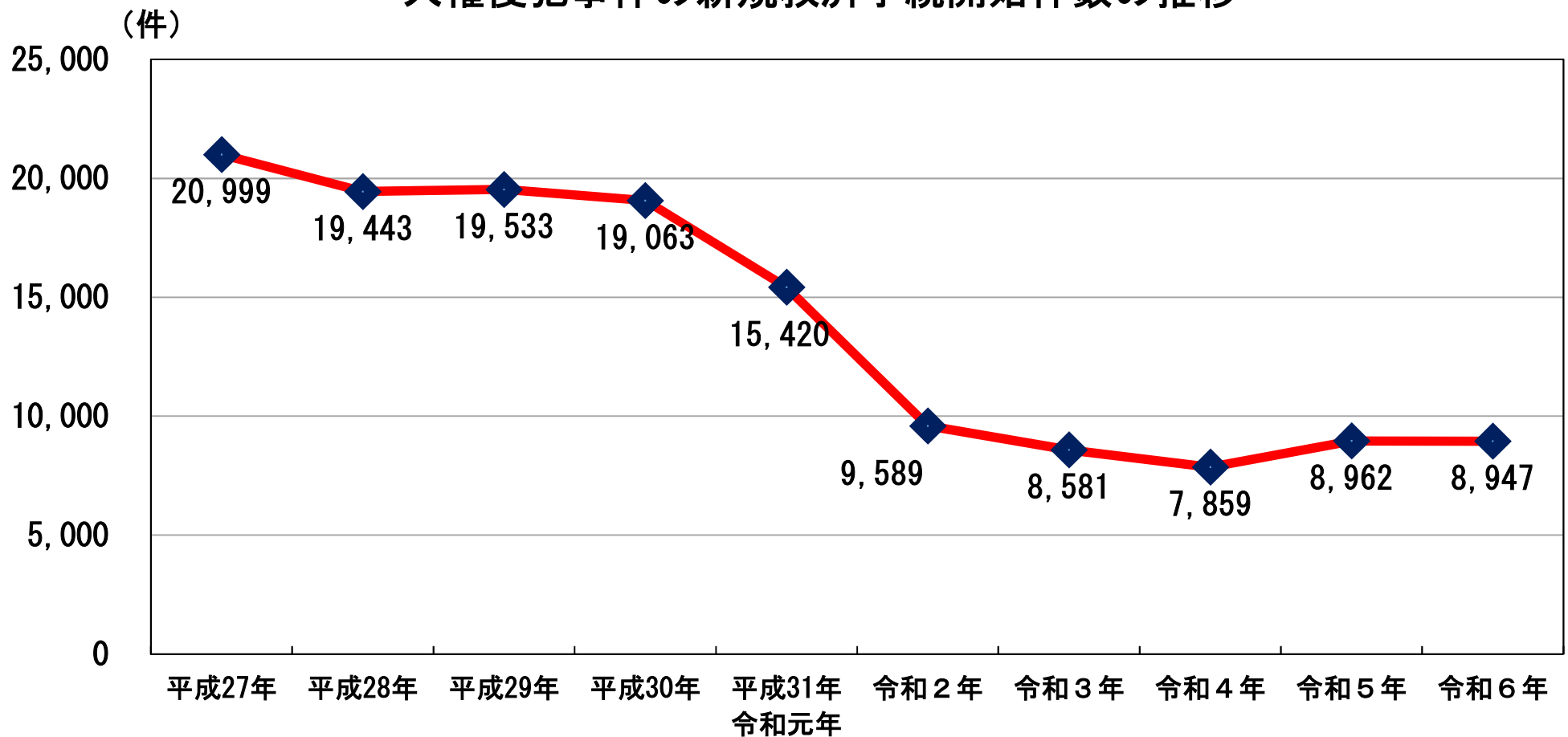
令和6年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和6年の主な特徴】

- ① 令和6年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,947件、処理した人権侵犯事件の数は、8,983件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,202件であり、全体に占める割合は、13.4%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,707件であり、高水準で推移している。

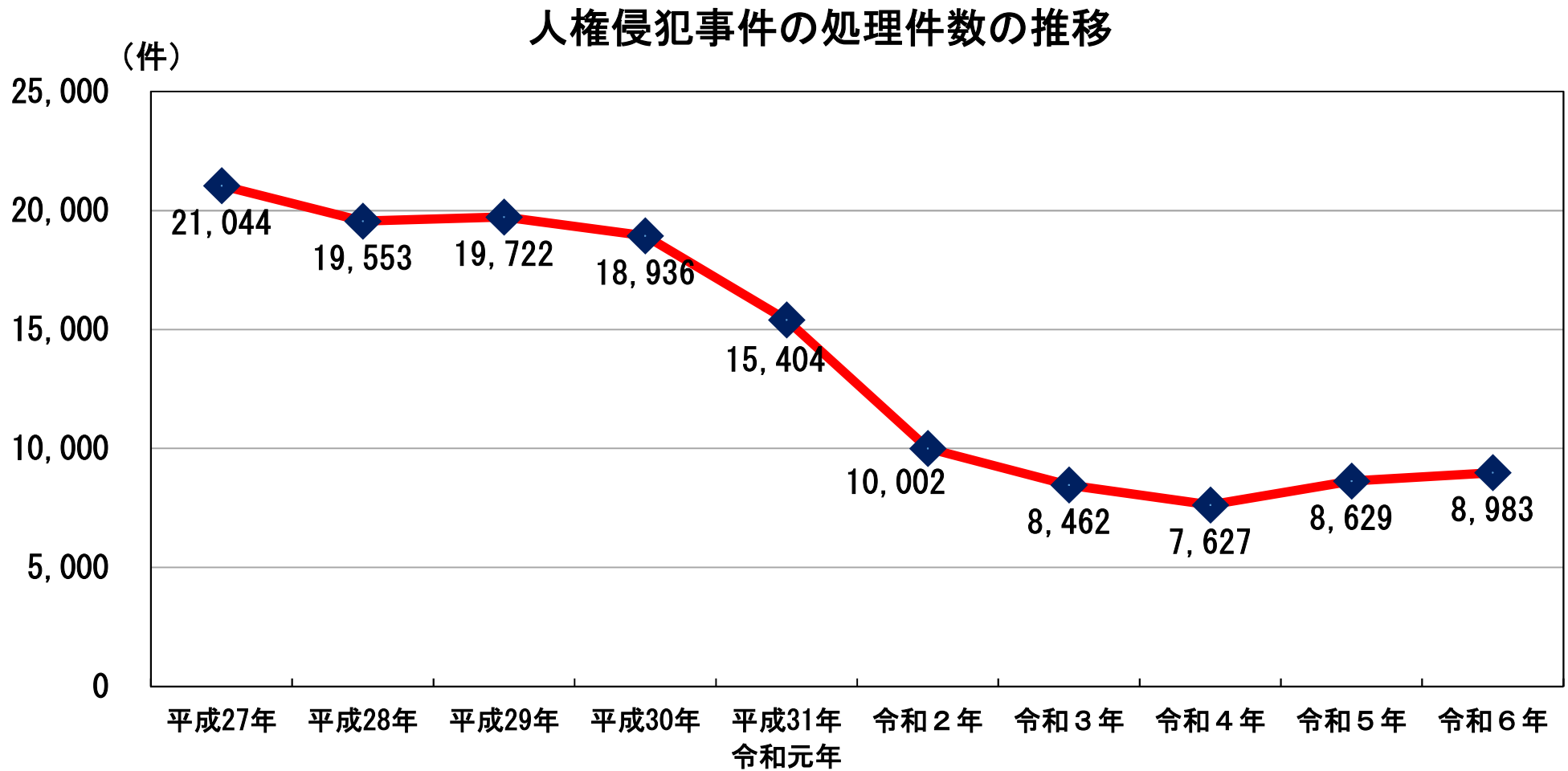
1 人権侵犯事件数の動向
(1) 新規救済手続開始件数

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向

(2) 処理件数



1 人権侵犯事件数の動向

(3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準であった。

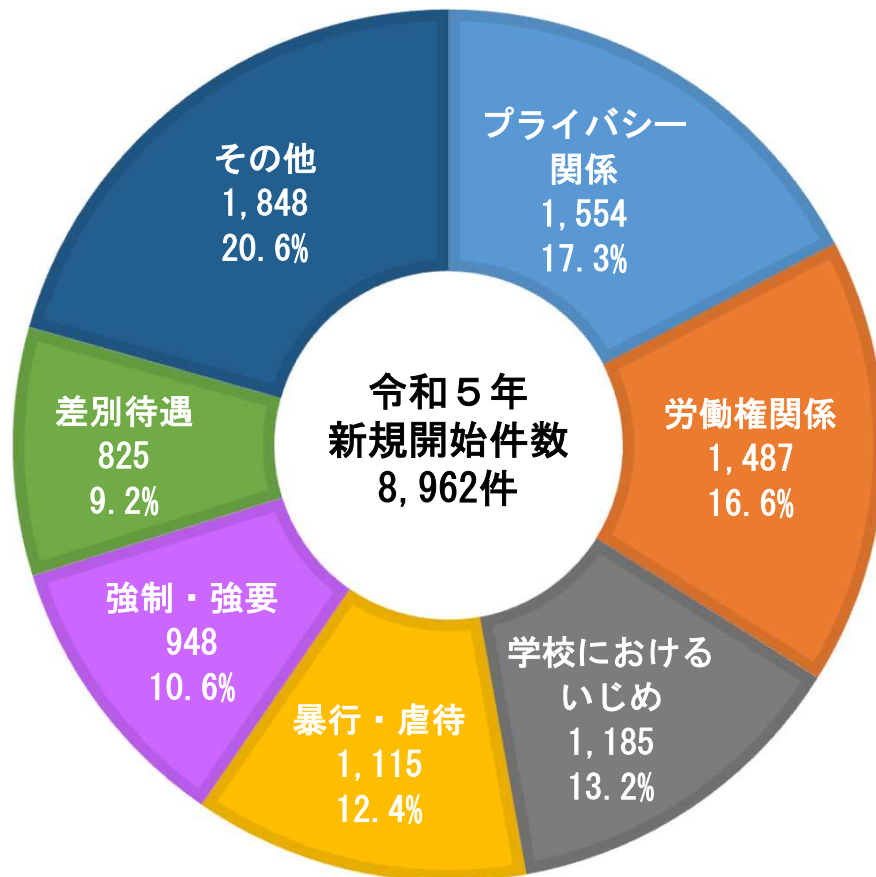
令和2年以降、「プライバシー関係」の事案が最も多い状況が続いていたが、令和6年はパワーハラスメントなど「労働権関係」の事案が増加し、最多となった。

学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数と、その新規救済手続開始件数全体に占める割合は、いずれも前年から増加した。

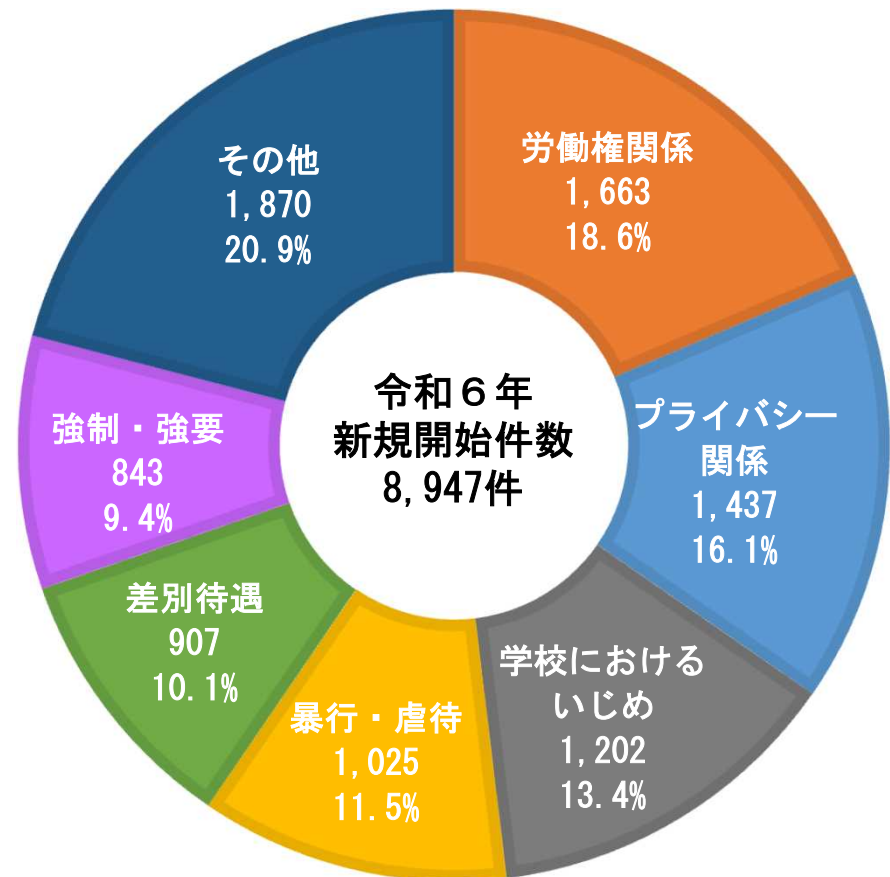
また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が依然として高水準であることは、前年と同様に特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

令和5年



令和6年



(参考) 人権相談件数及び主な類型

令和6年の人権相談件数 174,292件

人権相談における件数上位の類型は次のとおり。

類型	相談件数	全体に占める割合
住居・生活の安全関係	16,339	9.4%
労働権関係	10,736	6.2%
プライバシー侵害	10,457	6.0%
強制・強要	7,785	4.5%
学校におけるいじめ	6,944	4.0%
暴行・虐待	6,502	3.7%

3 添付資料

資料 1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯
事件について

資料 2 令和 6 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講
じた具体的事例

資料 3 「人権侵犯事件」統計資料（令和 6 年）

資料 4 【特集】障害のある人の人権をめぐる取組状況につ
いて

資料 1

インターネット上の人権侵害情報 に関する人権侵犯事件について

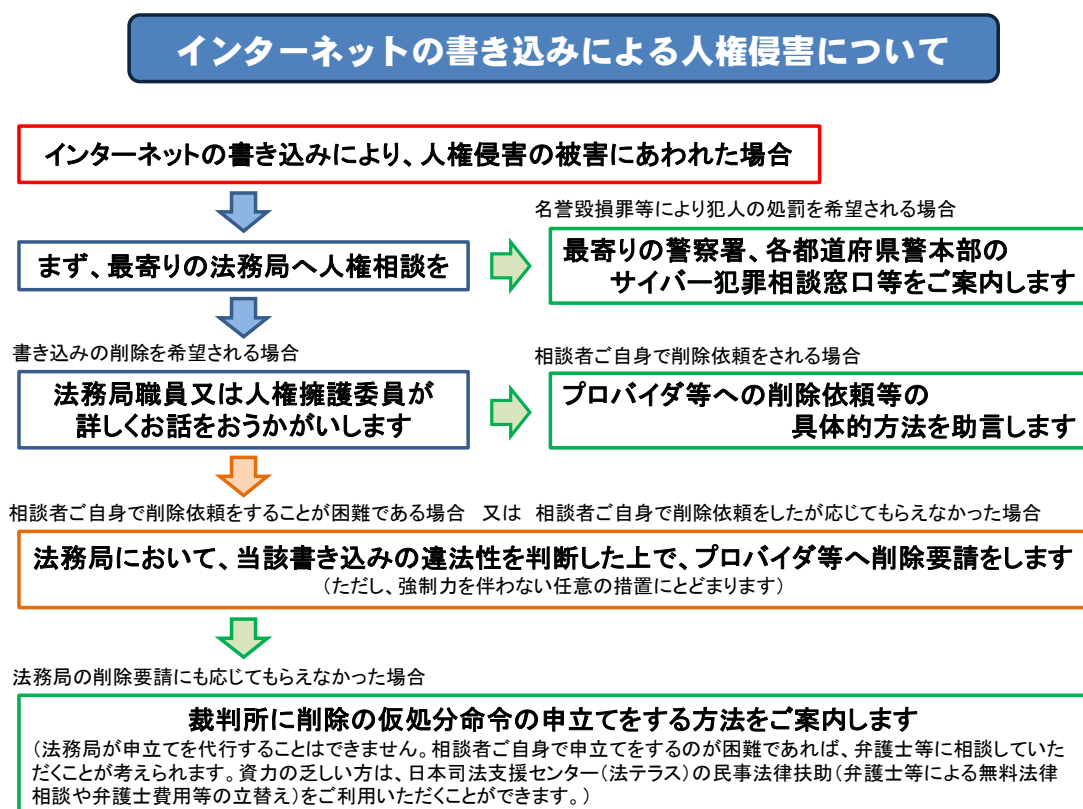
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



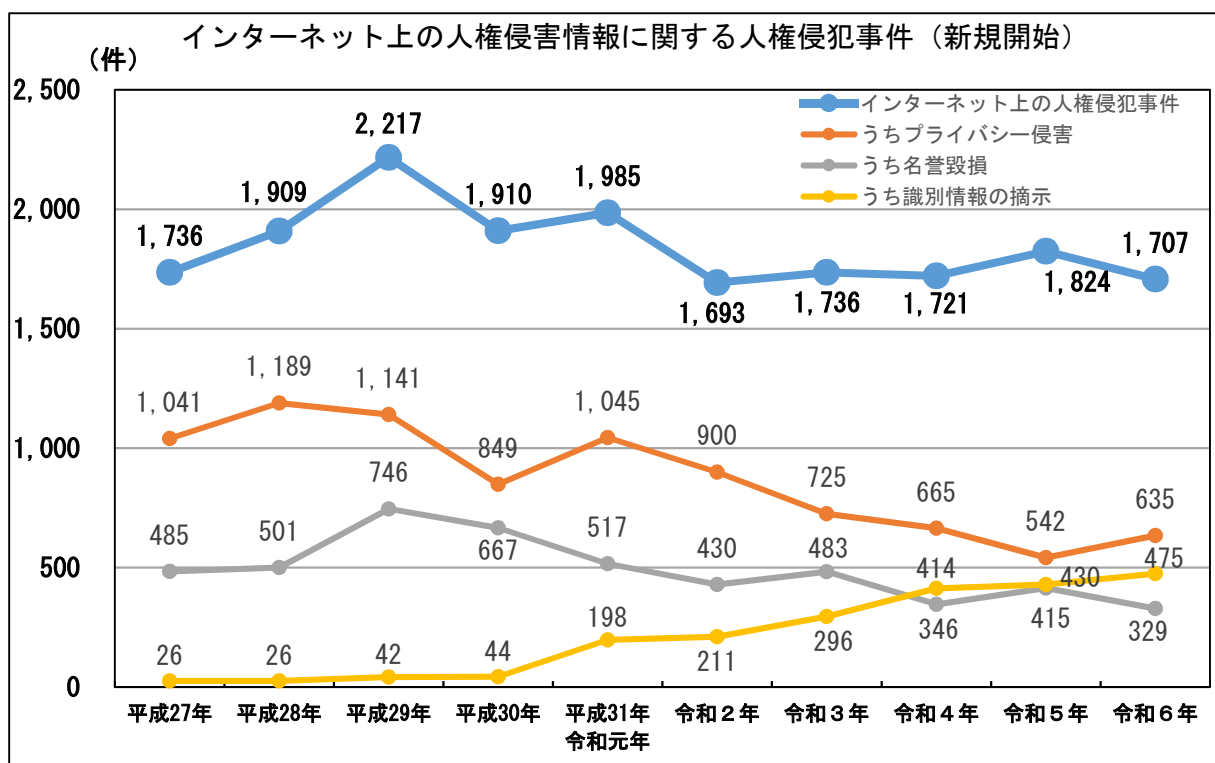
2 令和6年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数

令和6年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,707件で、前年から117件減少した。

このうち、プライバシー侵害事案が635件、識別情報の摘示事案が475件、名誉毀損事案が329件となっており、これらの事案で全体の84%を占めている。

なお、人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。

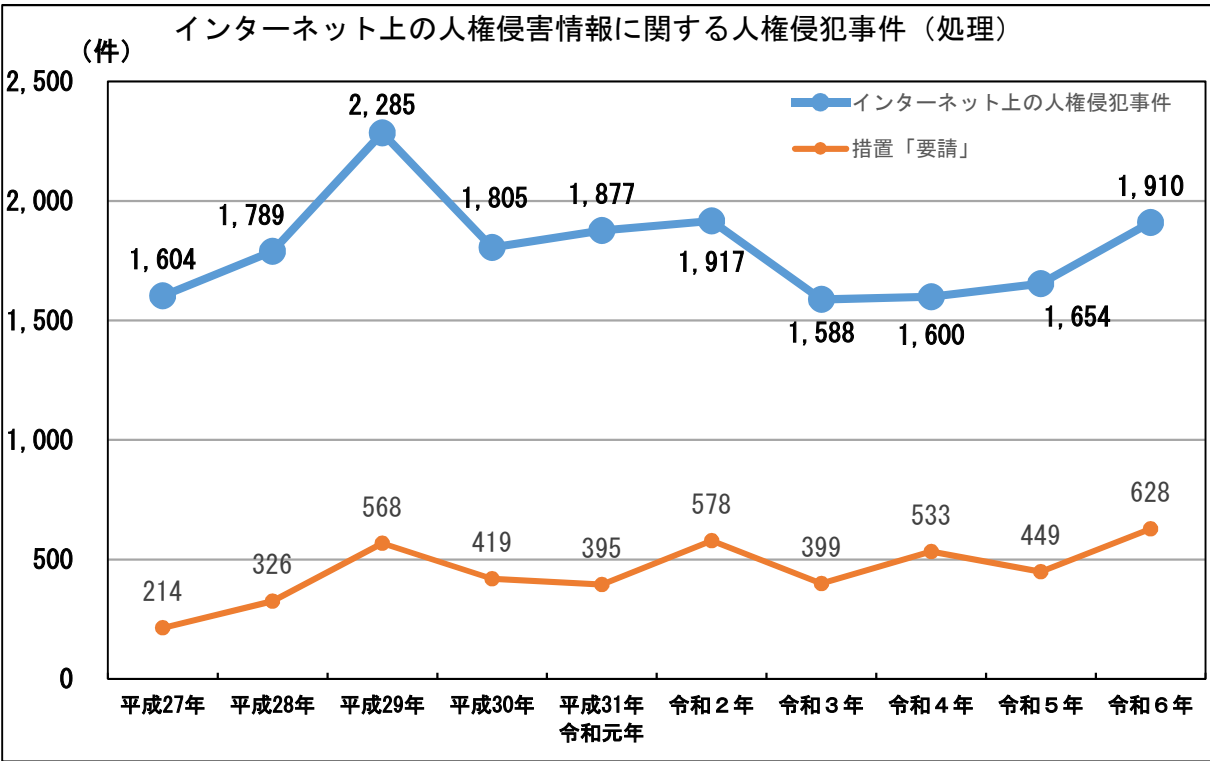


(2) 処理件数

令和6年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,910件となり、前年から256件増加した。

当該事件の処理のうち、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を削除依頼する方法を教示するなどの「援助」は約4割を占めており、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情

報の削除を求める「要請」を行った件数は 628 件で、約 3 割となっている。



(3) プロバイダ等に対する削除要請件数と削除対応率

令和 4 年 1 月から令和 6 年 12 月までの 3 年間に、人権擁護機関がプロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求める「要請」をした人権侵害事件（1,610 件）のうち、因果関係は定かではないものの、当該情報の全部又は一部が削除された件数は 1,028 件で、その割合は 63.85%であった。

人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率（令和 4 年～令和 6 年）

要請件数 ○+△+× =□（件）	削除合計 ○+△（件）		削除せず ×（件）	全部削除率 ○／□ （率）	削除対応率 (○+△) ／□（率）
	全部削除 ○（件）	一部削除 △（件）			
1,610	940	88	582	58.39%	63.85%

- ※ 対象期間は令和 4 年 1 月から令和 6 年 12 月まで。
- ※ 人権侵害事件の処理については、要請のほか、援助、侵犯事実不明確又は打切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる）等により終了する場合がある。
- ※ 人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものでは

ない。

(4) 令和6年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

・インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や所属とともに、勤務先から懲戒処分を受けたなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿がなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名、住所及び電話番号などが掲載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

3 その他

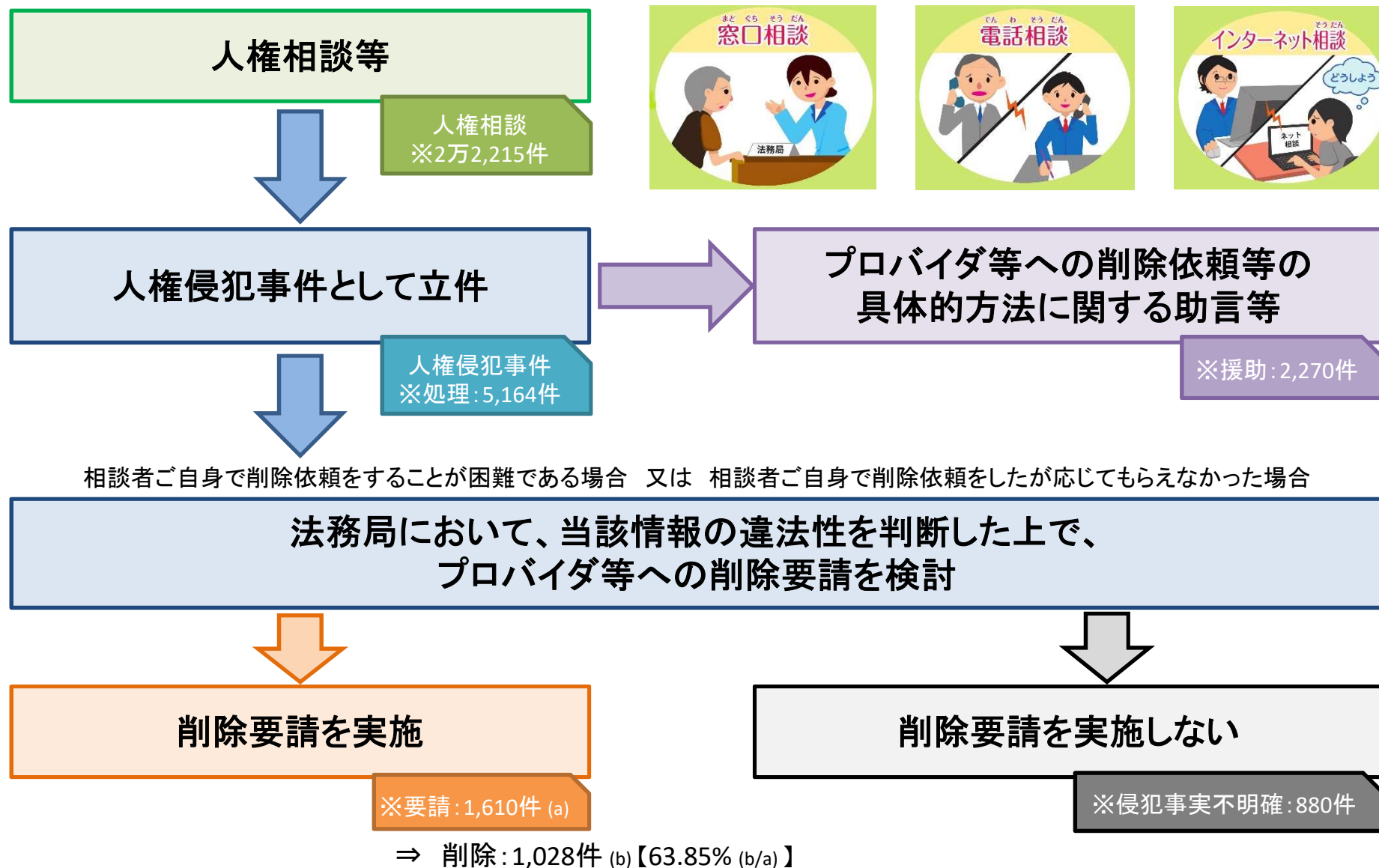
インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権 110 番：0570-003-110）、インターネット（インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>）、LINEなどでも相談に応じている。

また、インターネット上の人権侵害による被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」や、啓発冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」等の啓発資料を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）等で公開している。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について



※対象期間は、令和4年1月から令和6年12月まで。

人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打ち切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる。)等により終了する場合がある。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ(厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



インターネット上の違法・有害情報を見つけた

違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

どうしたらよいか
分からない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談
(法務省)



☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷
ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

資料 2

令和 6 年中に法務省の人権擁護機関が
救済措置を講じた具体的事例

【目次】

こども関係

(いじめ)

事例 1	小学校におけるいじめ……………	1
------	-----------------	---

(虐待)

事例 2	中学生に対する虐待……………	1
------	----------------	---

事例 3	高校生に対する虐待……………	1
------	----------------	---

(不適切指導)

事例 4	小学校における不適切指導……………	2
------	-------------------	---

強制・強要関係

事例 5	本人の意に反した病院への搬送……………	2
------	---------------------	---

差別待遇関係

事例 6	精神障害のある人に対する差別的対応……………	2
------	------------------------	---

事例 7	身体障害のある人に関する差別的対応……………	3
------	------------------------	---

事例 8	障害のある人に対する不適切な対応……………	3
------	-----------------------	---

事例 9	障害のある人に対する差別的対応……………	3
------	----------------------	---

事例 10	部落差別（同和問題）に関する差別的発言……………	4
-------	--------------------------	---

事例 11	性的マイノリティに関する差別的対応……………	4
-------	------------------------	---

インターネット上の人権侵害情報関係

事例 12	インターネット上の名誉毀損……………	4
-------	--------------------	---

事例 13	インターネット上の名誉感情侵害……………	4
-------	----------------------	---

事例 14	インターネット上のプライバシー侵害……………	5
-------	------------------------	---

事例 15	インターネット上における同和地区の摘示……………	5
-------	--------------------------	---

【こども関係】

(いじめ)

事例 1 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、体を後ろから押されたりするなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、当該児童の保護者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、本件いじめについての調査や、当該児童が再び登校できるよう配慮することとしていたものの、保護者には学校の対応が十分に伝わっていない可能性が認められた。

そこで、法務局の仲介によって学校と保護者の話し合いを行い、保護者の要望を整理して学校に伝え、学校からもいじめ事案には学校全体として対応し、今後も当該児童の不登校の解消に向けて対応を継続していくことが伝えられた結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

(虐待)

事例 2 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが誰にも相談できないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。

(措置：「援助」)

事例 3 高校生に対する虐待

高校生の生徒が、不登校となっていることについて親に相談したところ、親から、蹴られて家を追い出されたとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

当該生徒は、自殺を企図するような言葉も述べていたため、法務局は、当該生徒に現在地を確認した上で、直ちに最寄りに所在する法務局から職員が当該生徒の下へ向かい、当該生徒を保護するとともに、児童相談所への通報を行った。

その結果、学校と児童相談所が連携して当該生徒を見守る体制が構築され、それ以降、親からの暴力はなく、当該生徒の不登校も解消された。

(措置：「援助」)

(不適切指導)

事例 4 小学校における不適切指導

小学校低学年の児童が、担任教諭から、大声で叱責されるとともに、当該児童の机等を廊下に出されるなどして教室から閉め出されたことにより不登校になったとして、当該児童の親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該教諭が、当該児童を指導する際に、十分な配慮をせず、当該言動をとったことが認められた。

法務局は、当該教諭に対し、当該言動は教育上の必要が認められない不適切な指導であるとして、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示するとともに、学校長に対し、児童の人権について教員の理解を深めさせ、監督・指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講じるよう要請した。

(措置：「説示」「要請」)

【強制・強要関係】

事例 5 本人の意に反した病院への搬送

成人女性である相談者が、相談者を病院へ搬送するよう相談者の夫に依頼された民間事業者スタッフから、相談者が搬送に同意していないのに、腕をつかむ、体を押さえつけるなどの暴力行為を受けながら病院に搬送されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該スタッフは、被害者の有効な同意を得ることを怠ったまま、本件搬送を行ったことが認められた。

法務局は、当該スタッフに対し、本件搬送は被害者の身体・行動の自由を奪い、精神的苦痛を与える重大な権利侵害であって、人権擁護上看過できないとして、その行為の違法性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示し、当該事業者には今後同様のことを起こさないよう啓発を行った。

(措置：「説示」「啓発」)

【差別待遇関係】

事例 6 精神障害のある人に対する差別的対応

精神障害のある人が、不動産会社から、精神障害の疾患があることを理由に賃貸物件の仲介を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該会社の従業員は、物件のオーナーへの意向確認等を行うこともなく、精神障害の疾患があることのみを理由として物件の仲介を拒否していたことが認められた。

法務局は、当該従業員に対し、精神障害の疾患があることのみを理由に物件の仲介を拒否した行為は、精神障害のある人に対する不当な差別的取

扱いに当たる行為であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

（措置：「説示」）

事例 7 身体障害のある人に対する差別的対応

身体障害のある人が、採用が内定していた会社の役員から、障害に関して差別的な発言をされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該会社の代表者から、被害者に対して謝罪したい旨の意向が示されるとともに、解決に向けて法務局の関与を求められた。法務局の仲介により、代表者から被害者に対する謝罪が行われ、被害者もこれを受け入れて、当事者間の関係改善が図られた。

（措置：「調整」）

事例 8 障害のある人に対する不適切な対応

地方公共団体に勤務する障害のある人が、年末調整の手続を行う際に、障害者手帳の写しを提出するよう強制されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、年末調整の正確性の観点から、任意で障害者手帳の写しの提出を受けることは推奨されているものの、当該地方公共団体においては、これを任意ではなく提出義務があるものと誤認していたことが認められた。当該地方公共団体は、今後は障害者手帳の写しの提出がなくとも年末調整を実施することとし、取扱いの改善が図られた。

（措置：「調整」）

事例 9 障害のある人に対する差別的対応

障害のある人らが、参拝するために訪れた神社の役員から、参拝を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該役員は、過去にトラブルがあったことを背景に、正当な理由なく、障害のある人の参拝を一律に拒否していたが、その行為の違法性を認識していないことが認められた。

法務局は、当該役員に対し、正当な理由なく障害があることを理由として参拝を拒否する行為は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

（措置：「説示」）

事例 10 部落差別（同和問題）に関する差別的発言

相談者から、結婚を予定していた相手の両親から、自身を同和地区出身者であると指摘され、当該結婚に反対されたほか、差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該両親が、部落差別（同和問題）に関する差別意識に基づき、当該発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該両親に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を強く認識して自戒するとともに、部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、同様の言動を繰り返すことのないよう説示した。

（措置：「説示」）

事例 11 性的マイノリティに関する差別的対応

高校生の生徒から、ジェンダーアイデンティティを理由に体育の実技に参加できず見学となることを学校に伝えていたのに、当該生徒の事情に配慮した代替措置がとられず、卒業に必要な単位が不足していると言われ困っているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒のジェンダーアイデンティティに関する情報が教諭間で十分に共有されておらず、当該生徒に対する代替措置がとられていなかったことが認められた。

法務局の仲介により、学校は、教諭間の情報共有等について改善に努めるとともに、体育の追試についても、ジェンダーアイデンティティに配慮し、他の生徒がいない状況で実施することとし、その結果、当該生徒は追試に合格して卒業することができ、問題の解決が図られた。

（措置：「調整」）

【インターネット上の人権侵害情報関係】

事例 12 インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や所属とともに、勤務先から懲戒処分を受けたなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

（措置：「要請」）

事例 13 インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿がなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

（措置：「要請」）

事例 14 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名、住所及び電話番号などが掲載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

（措置：「要請」）

事例 15 インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

（措置：「要請」）

資料 3
「人権侵犯事件」統計資料
(令和 6 年)

「人権侵犯事件」統計資料（令和 6 年）

件名	総数	旧受	計	新 受						計	処 理														未済	
				申 告		人権擁護委員の通報	関係行政機関の通報	情報	移送		措 置						措置猶予	侵犯事実不存在	侵犯事実不明確	打切り	中止	移送	啓発			
				職員受	委員受						援助	調整	要請	説示	勧告	通告								告発		
総 合 計	10,296	1,349	8,947	5,605	2,774	1	452	62	53	8,983	6,982	42	633	54	-	-	-	13	66	993	119	29	55	72	1,313	
公 務 員 等 の 職 務 執 行 に 伴 う 侵 犯 事 件																										
総 計	2,315	174	2,141	1,348	783	1	-	2	7	2,074	1,758	8	4	5	-	-	-	9	26	230	14	14	9	11	241	
特別公務員に関するもの																										
警察官に関するもの	101	16	85	65	20	-	-	-	-	72	40	-	-	-	-	-	-	7	23	-	2	-	-	-	29	
その他の特別公務員に関するもの	11	1	10	9	1	-	-	-	-	8	5	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	
教育職員関係																										
生計	88	9	79	47	32	-	-	-	-	78	62	-	3	2	-	-	-	1	10	-	2	-	1	10		
その他	489	26	463	308	154	-	-	1	-	449	392	3	1	1	-	-	-	4	42	4	3	-	6	40		
学校におけるいじめ	1,228	26	1,202	665	536	1	-	-	-	1,201	1,165	3	-	2	-	-	-	-	23	5	3	-	3	27		
刑務職員関係	146	36	110	102	8	-	-	-	-	64	14	-	-	-	-	-	-	1	1	45	2	1	-	-	82	
その他の公務員に関するもの																										
国家公務員に関するもの	40	9	31	24	-	-	-	-	7	28	2	-	-	-	-	-	-	11	6	-	-	9	-	12		
地方公務員に関するもの	197	49	148	116	31	-	-	1	-	165	73	2	-	-	-	-	-	3	7	74	3	3	-	1	32	
その他	15	2	13	12	1	-	-	-	-	9	5	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	6	
私 人 間 の 侵 犯 事 件																										
総 計	7,981	1,175	6,806	4,257	1,991	-	452	60	46	6,909	5,224	34	629	49	-	-	-	4	40	763	105	15	46	61	1,072	
人身売買	4	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
児童ポルノ	3	-	3	3	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行・虐待																										
家族間におけるもの																										
夫の妻に対するもの	300	1	299	146	153	-	-	-	-	300	298	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-		
妻の夫に対するもの	32	-	32	20	12	-	-	-	-	31	30	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
親の子に対するもの	334	13	321	211	108	-	1	1	-	332	331	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	
子の親に対するもの	62	-	62	24	38	-	-	-	-	62	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	117	1	116	56	60	-	-	-	-	114	113	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	
家族間以外のもの	202	7	195	113	82	-	-	-	-	194	178	-	-	3	-	-	-	-	12	1	-	-	1	8		
私的制裁	3	-	3	2	1	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
医療関係	130	12	118	79	38	-	1	-	-	120	77	1	-	-	-	-	-	5	30	6	1	-	-	10		
人身の自由関係																										
精神障害及び精神障害者福祉に関する法	60	8	52	48	4	-	-	-	-	55	43	-	-	-	-	-	-	1	11	-	-	-	2	5		
その他	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会福祉施設関係																										
施設職員によるもの	69	9	60	45	14	-	-	1	-	56	47	-	-	-	-	-	-	-	5	4	-	-	-	13		
その他	17	1	16	8	8	-	-	-	-	16	13	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1		
村八分	8	3	5	2	3	-	-	-	-	8	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	
差別待遇																										
女性	14	-	14	9	5	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高齢者	12	1	11	7	4	-	-	-	-	11	9	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1		
障害者	217	46	171	139	28	-	3	1	-	170	83	14	-	2	-	-	-	5	61	5	-	-	6	47		
同和問題	863	364	499	12	5	-	390	53	39	499	9	-	241	38	-	-	-	-	170	2	-	39	15	364		
アイヌの人々	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
外国人	117	19	98	38	11	-	47	2	-	84	32	1	1	-	-	-	-	1	44	4	-	-	19	33		
疾病患者	16	5	11	9	2	-	-	-	-	15	8	-	-	1	-	-	-	-	6	-	-	-	-	1		
刑を終えた人々	7	-	7	6	1	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4		
ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性的指向	11	6	5	3	-	-	2	-	-	8	3	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	2	3		
性自認	11	5	6	6	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9		
その他	96	12	84	62	22	-	-	-	-	79	46	2	-	-	-	-	-	2	24	1	4	-	-	17		
参政権関係																										
プライバシー関係																										
報道機関	6	1	5	5	-	-	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1		
インターネット	1,376	321	1,055	902	149	-	4	-	-	1,149	693	2	239	2	-	-	-	-	177	36	1	-	5	227		
私事性的画像記録	300	220	80	73	7	-	-	-	-	207	46	-	147	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	93		
相隣関係	58	5	53	31	22	-	-	-	-	56	45	3	-	-	-	-	-	-	6	2	-	-	-	2		
その他	278	34	244	194	49	-	-	1	-	186	132	1	-	2	-	-	-	3	41	4	2	-	2	92		
集会、結社及び表現の自由関係	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
信教の自由関係	14	1	13	10	3	-	-	-	-	13	12	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
教育を受ける権利関係	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
労働権関係																										
不当労働行為	11	-	11	7	4	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
労働基準法違反	47	1	46	33	13	-	-	-	-	46	45	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
その他	1,646	40	1,606	1,101	498	-	-	-	7	1,583	1,461	3	-	-	-	-	-	15	74	21	2	7	4	63		
住居・生活の安全関係																										
自力執行	3	-	3	2	1	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相隣関係																										
小公害	83	3	80	31	48	-	-	1	-	83	79	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-		
その他	267	6	261	121	140	-	-	-	-	261	239	2	-	-	-	-	-	-	16	4	-	-	1	6		
公害	4	-	4	2	2	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
不動産	80	-	80	42	38	-	-	-	-	80	79	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
その他	139	6	133	78	55	-	-	-	-	133	106	-	-	-	-	-	-	1	-	23	-	3	-	1	6	
強制・強要																										
家族間におけるもの																										
夫の妻に対するもの	105	-	105	54	51	-	-	-	-	105	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
妻の夫に対するもの	13	-	13	8	5	-	-	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
親の子に対するもの	60	-	60	36	24	-	-	-	-	60	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
子の親に対するもの	26	-	26	10	16	-	-	-	-	26	25	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
その他	54	2	52	29	23	-	-	-	-	54	50	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-		
セクシュアル・ハラスメント	285	7	278	175	103	-	-	-	-	284	274	-	1	1	-	-	-	2	7	-	-	-	-	1	1	
ストーカー	101	-	101	57	44	-	-	-	-	101	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホームレスに対するもの																										
性的指向に対するもの	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性自認に対するもの																										
北朝鮮当局によって統制された被害者等に対するもの																										
その他	216	9																								

資料 4

【特集】

障害のある人の人権をめぐる
取組状況について

(特集) 障害のある人の人権をめぐる取組状況について

1 令和6年の動向

昭和23年から平成8年までのおよそ48年間に、旧優生保護法に基づく施策により、約2万5千人もの方々が、特定の症病や障害を有すること等を理由として、不妊手術という重大な被害を受けるに至った。令和6年7月3日、最高裁判所は、旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法違反であったとして、国の損害賠償責任を認める判決をした。

同判決を受けて、政府は、全閣僚が参加した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、同年12月27日、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定した。

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）においても、障害を理由とする偏見や差別を解消するための人権擁護活動を行っている。

2 法務省の人権擁護機関の取組

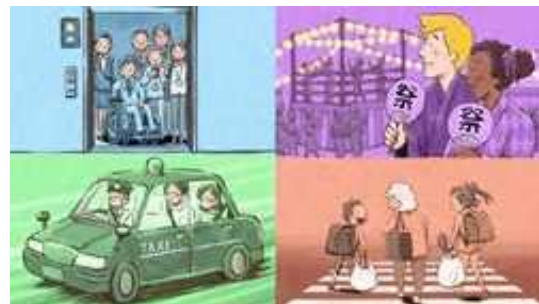
(1) 啓発・広報

人権擁護機関においては、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種の人権啓発活動を実施している (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00131.html)。

啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」障害のある人編



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。
-支え合う共生社会の実現に向けて-



(2) 人権相談

人権擁護機関においては、障害のある人からの人権相談も幅広く受け付けており、全国の法務局等に以下の相談窓口を設置し、相談対応を行っている。

- ・全国の法務局等の本局・支局の窓口（対面による相談）
- ・みんなの人権110番（電話による相談）
- ・インターネット人権相談受付窓口（インターネットメールによる相談）

(3) 調査救済

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査救済手続を開始し、被害の救済に取り組んでいる。

令和6年に新規に救済手続を開始した事件のうち、障害のある人に関するものの件数は、差別待遇事案が171件、人身の自由に関する事案が52件、社会福祉施設等の職員による人権侵害の申告があった事案が40件であり、事例としては次のようなものがあった。

・精神障害のある人に対する差別的対応

精神障害のある人が、不動産会社から、精神障害の疾患があることを理由に賃貸物件の仲介を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該会社の従業員は、物件のオーナーへの意向確認等を行うこともなく、精神障害の疾患があることのみを理由として物件の仲介を拒否していたことが認められた。

法務局は、当該従業員に対し、精神障害の疾患があることのみを理由に物件の仲介を拒否した行為は、精神障害のある人に対する不当な差別的取扱いに当たる行為であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

・身体障害のある人に対する差別的対応

身体障害のある人が、採用が内定していた会社の役員から、障害に関して差別的な発言をされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該会社の代表者から、被害者に対して謝罪したい旨の意向が示されるとともに、解決に向けて法務局の関与を求められた。法務局の仲介により、代表者から被害者に対する謝罪が行われ、被害者もこれを受け入れて、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

・障害のある人に対する不適切な対応

地方公共団体に勤務する障害のある人が、年末調整の手続を行う際に、障害者手帳の写しを提出するよう強制されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、年末調整の正確性の観点から、任意で障害者手帳の写しの提出を受けることは推奨されているものの、当該地方公共団体においては、これを任意ではなく提出義務があるものと誤認していたことが認められた。当該地方公共団体は、今後は障害者手帳の写しの提出がなくとも年末調整を実施することとし、取扱いの改善が図られた。

（措置：「調整」）

・ 障害のある人に対する差別的対応

障害のある人らが、参拝するために訪れた神社の役員から、参拝を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該役員は、過去にトラブルがあったことを背景に、正当な理由なく、障害のある人の参拝を一律に拒否していたが、その行為の違法性を認識していないことが認められた。

法務局は、当該役員に対し、正当な理由なく障害があることを理由として参拝を拒否する行為は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

（措置：「説示」）